

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
2月20日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………
  - 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………
  - 建築士の免許の取消し(建築指導課)……………



### 山口県告示第四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。  
平成三十年二月二十日

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
小田皮膚科医院	医療法人社団聖仁会田中外	宇部市浜町二丁目二番三九号	平成二九、一二、三一
岡澤医院	山口市小郡下郷二三三一の七	平成一〇、一、一四	
山中クリニク	防府市西仁井令二丁目一〇番一号	平成二九、一二、二六	
	大島郡周防大島町大字久賀五三六	〃	〃
	八の一	〃	三二

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県告示第四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成三十年二月二十日

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小田皮膚科医院	周南市高水原二丁目二番三号	〃	〃
岡澤医院	〃 大字久米二九一五の二	〃	〃
山中クリニク	宇部市恩田町二丁目二四番一号	〃	〃
	山口市秋穂東六七四六の一	〃	〃
	周南市大字富田三〇四七の五	〃	〃
ひだまり歯科医院	周南市大字久米二九一五の二	〃	〃
レインボー薬局	宇部市恩田町二丁目九番四八号	〃	〃
山根大健堂薬局	山口市秋穂東六七四六の一	〃	〃

### 山口県告示第五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成三十年二月二十日

氏 名	住 住 所	指 定 年 月 日
野上 和義	岩国市川西三丁目一番二〇号	平成三〇、一、一

山口県知事 村岡 嗣 政



(二七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十九年十月三日山口県公告（二六六）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年二月二十日から同年三月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン小郡

所在地 山口市小郡前田町二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二八) 建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成三十年二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

藤村 幸雄	氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	第五六〇一号	免許取消年月日	平成三〇、二、六	申請	免許の取消しの理由
-------	----	----------------	------	--------	---------	----------	----	-----------